

リフォームトラブルを防止・解決。 3つの公的支援をご存じですか？



① リフォーム見積相談制度

おのおのの住宅の状況とリフォームの範囲や内容によって価格がばらばらなので、リフォーム会社から提示された見積もりが妥当かどうか判断が難しいものです。住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「住まいるダイヤル（0570-016-100）」では、見積もりについての電話相談を始めました。一級建築士の資格を持つ相談員が電話で対応してくれるほか、見積書や図面などの資料を送ってチェックしてもらうことも可能です。

② リフォーム瑕疵(かし)保険

住宅専門の保険会社による、検査と保証がセットになった保険。保険会社に登録している事業者が工事を依頼し、保険に加入すれば、工事に欠陥が見つかった場合、補修費用などの保険金が事業者を支払われるというもの。万一、事業者が倒産している場合は、発注者本人に保険金が支払われます。登録業者は住宅瑕疵担保責任保険協会ホームページの登録リフォーム事業者検索システム (<http://search-kashihoken.jp/>) で探せます。

③ 専門家に相談できる制度

トラブルが起きてしまったとき、専門家に相談できる制度です。全国各地の弁護士会で、弁護士や建築士が無料で対面相談を受付けてくれます。見積もり相談と同じく、「住まいるダイヤル（0570-016-100）」が窓口です。

個人情報の取り扱いについて

本情報誌については、みなさまの暮らしに役立つ情報を提供する目的にて発刊させて頂いておりますが、『個人情報保護法』を受け、以下の要項にて個人情報を取り扱い致しております。

- 【適用範囲】 当社が保有する顧客情報のうち、「暮らすアップ情報」送付させて頂いた情報を指します。
- 【利用目的】 情報提供（暮らすアップ情報の発行・イベント案内）のみに利用致します。
- 【共同利用】 情報については、クリナップ株式会社との共同利用とし、目的は上記内容のみと致します。
- 【保管方法】 保管元を弊社およびクリナップ株式会社とし、個人情報保護法に定めた「個人情報保護方針」ならびに「個人情報管理規定」を受け、定めた管理要項に準じます。

“暮らすアップ情報”の送付停止をご希望される方については、恐縮ですが弊社へのご連絡をお願い致します。